報　告　事　項

令　和　6　年　12　月　定　例　会

令和６年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件　　名	ページ
47	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	5
48	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	9
49	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	13
50	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	17
51	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	21
52	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	25
53	和解に関する専決処分について	29

令和６年報告第47号

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和６年12月２日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和６年11月18日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岡崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の５項中「若しくは特例給付(同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。)」を「及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）附則第13条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第２条第１項の給付」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年報告第48号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和６年12月２日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和６年11月18日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和６年７月24日午後１時35分頃

⑵　場所

岡崎市北野町字西河原地内

⑶　内容

空き缶、空き瓶等の収集用コンテナを配布中のごみ収集車が主要地方道名古屋岡崎線を西進中、進行方向で工事による車線規制をしていたため車線変更した際、後方から走行してきた相手方自動車と接触し、当該自動車の左側ドア、ドアミラー等が損傷した。

２　損害賠償額

404,381円

３　和解条項

⑴　岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金449,312円の損害が生じたことを相互に確認する。

⑵　岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市90パーセント、相手方10パーセントであることを相互に確認する。

⑶　岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金404,381円の支払義務があることを認める。

⑷　岡崎市は、相手方に対し、⑶の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

⑸　岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和６年報告第49号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和６年12月２日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和６年11月11日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和６年８月５日午後２時30分頃

⑵　場所

岡崎市本町通三丁目地内

⑶　内容

ペットボトルを収集中のごみ収集車がごみステーションに近づくために後進した際、ちょうちん掛けに接触し、当該ちょうちん掛けが破損した。

２　損害賠償額

275,000円

３　和解条項

⑴　岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金275,000円の損害が生じたことを相互に確認する。

⑵　岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方０パーセントであることを相互に確認する。

⑶　岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金275,000円の支払義務があることを認める。

⑷　岡崎市は、相手方に対し、⑶の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

⑸　岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和６年報告第50号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和６年12月２日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和６年11月７日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和５年９月17日午後１時10分頃

⑵　場所

岡崎市渡町字東浦地内

⑶　内容

相手方が市道渡矢作川堤線を相手方所有の自動車で北進した際、当該自動車左前後輪が路肩舗装の破損部分の陥没に落ち、当該自動車の左前後輪ホイール及びタイヤが損傷した。

２　損害賠償額

42,500円

３　和解条項

⑴　岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金42,500円の損害が生じたことを相互に確認する。

⑵　岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方０パーセントであることを相互に確認する。

⑶　岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金42,500円の支払義務があることを認める。

⑷　岡崎市は、相手方に対し、⑶の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

⑸　岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和６年報告第51号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和６年12月２日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和６年11月７日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和６年９月５日午前７時頃

⑵　場所

岡崎市丸山町字御堂ケ入地内

⑶　内容

相手方が市道中央総合公園美術博物館線を相手方所有の自動車で東進した際、路面から剝離した道路鋲（びょう）に接触し、当該自動車の右前輪タイヤが損傷した。

２　損害賠償額

7,065円

３　和解条項

⑴　岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金23,550円の損害が生じたことを相互に確認する。

⑵　岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市30パーセント、相手方70パーセントであることを相互に確認する。

⑶　岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金7,065円の支払義務があることを認める。

⑷　岡崎市は、相手方に対し、⑶の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

⑸　岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和６年報告第52号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和６年12月２日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和６年11月18日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和６年８月27日午後４時頃

⑵　場所

岡崎市洞町字白羽根地内

⑶　内容

公園清掃で排出された草木等を収集中のごみ収集車が、市道白羽根団地８号線を北進右折した際、車両の右後輪が相手方所有の石垣と接触し、当該石垣が損傷した。

２　損害賠償額

156,200円

３　和解条項

⑴　岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金156,200円の損害が生じたことを相互に確認する。

⑵　岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方０パーセントであることを相互に確認する。

⑶　岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金156,200円の支払義務があることを認める。

⑷　岡崎市は、相手方に対し、⑶の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

⑸　岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和６年報告第53号

和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和６年12月２日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解に関することについて、次のとおり専決処分する。

令和６年11月13日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事件の概要

相手方は、学校給食費を滞納しており、再三にわたる催告にも応じないため、岡崎市は、支払督促の申立てを行った。これに対し、相手方は、滞納額の一括支払は困難であるが、分割により支払う旨の督促異議の申立てを行った（令和６年７月26日専決「訴えの提起に関する専決処分について」の事件）。

訴訟期日において、岡崎市と相手方及び利害関係人との間で分割払いの和解が成立した。

２　和解条項

⑴　相手方は、岡崎市に対し、本件給食費等として、次のアないしウの支払義務があることを認める。

ア　本件給食費債務残元金　　171,425円

イ　遅延損害金　　20,207円

ウ　本件支払督促申立手続費用3,588円及び訴訟費用のうち岡崎市の支出した本件手数料1,500円の合計　　5,088円

⑵　利害関係人は、岡崎市に対し、相手方の⑴の債務を連帯保証する。

⑶　相手方及び利害関係人は、岡崎市に対し、連帯して、⑴の金員を次のとおり分割して、毎月末日限り、岡崎市の発行する納付書により払い込む方法により支払う。

ア　令和６年11月から令和７年３月まで　各15,000円

イ　令和７年４月から令和７年７月まで　各20,000円

ウ　令和７年８月　16,425円

エ　令和７年９月　20,207円

オ　令和７年10月　5,088円

⑷　相手方及び利害関係人が、⑶のアないしウの分割金の支払を１回でも怠ったときは当然に期限の利益を失い、相手方及び利害関係人は、岡崎市に

対し、連帯して⑴の合計金額から既払額を控除した残金を直ちに支払う。

⑸　相手方及び利害関係人は、その氏名、住所又は居所、電話番号及び就業場所を変更した場合は、岡崎市に対し、直ちに通知するものとする。

⑹　岡崎市、相手方及び利害関係人は、岡崎市と相手方との間及び岡崎市と利害関係人との間には、本件に関し、この条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑺　訴訟費用及び和解費用は⑴ウを除いて各自の負担とする。